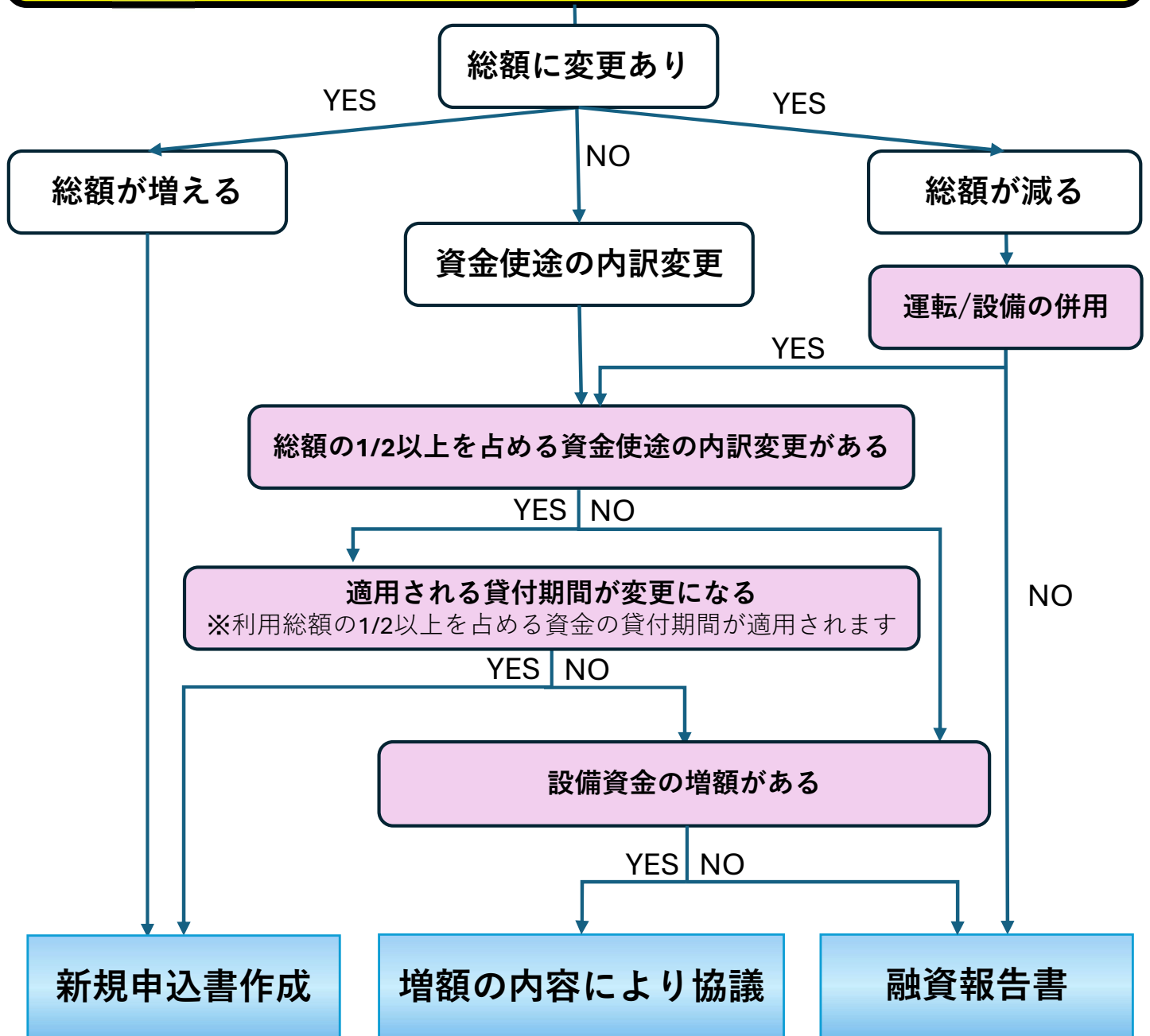


申請内容の変更が生じたら

湘南産業振興財団へ連絡

☎実行前に変更が分かり次第、必ずご連絡ください。



【注意事項】

★「資金使途を無断で変更する」ことはできません。保証協会の審査により、申請していた資金使途が変更になる場合が稀にありますが、その際も**実行前**に必ず財団までご連絡ください。

★市制度融資は、「**権利金・保証金・敷金**」の利用はできません。

★申請内容を無断で変更した場合、補助金の対象外となる可能性があります。

★実行直前にご相談いただいても、協議が必要な内容の場合は実行までに返答が間に合わない恐れがあります。変更が分かり次第、早めにご連絡ください。

申込内容の変更について

申請後の内容変更は、場合によって市制度融資及び補助金の対象外となる恐れがあります。次の事に、ご注意ください。



■総額が増額する場合

1. 融資総額が申請時より増額する場合

新規に申請書の作成が必要です。

※設備資金の増額には増額後の見積書(有効期限内)の提出が必須になります。

■総額の変更はないが、資金使途の内訳が変更になる場合

1. 貸付期間の変更が伴う場合

運転・設備を併用しており、利用総額の1/2以上を占める資金の変更により※1その割合が逆転し、適用される貸付期間に変更が生じる時は**新規に申請書の作成が必要です※2**。

※1利用総額の1/2以上を占める資金の貸付期間が適用されます。

※2「設備導入特別資金」で、減額により設備資金が利用総額の1/2以下になる場合は「設備導入特別資金」の対象外となり、利息の補助も無くなりますのでご注意ください。

2. 設備資金の増額

合計金額が同額でも、新規に申請書を作成する必要があるかの判断は内容を確認した上で協議が必要なため、**必ず事前に財団へご連絡ください。**

■総額が減額する場合

1. 運転のみ(又は、設備のみ)を申込の場合

「融資報告書」による報告で対応できます。

2. 運転と設備を併用している場合

利用総額の1/2以上を占める資金の減額があり、適用される貸付期間に変更が生じる場合は、**新規に申請書の作成**が必要です。

申請後、内容に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

申請の内容や変更事項によって再申請が必要か否か、その判断は多岐に渡る為、その都度財団と藤沢市で協議の上、回答させていただいております。

申請内容を無断で変更した場合は、市制度融資や補助金の対象外となる場合があります。内容の変更があった場合は、必ずご連絡ください。

連絡先： 公益財団法人湘南産業振興財団 融資担当 0466-21-3813(直通)